

IV-142 沿川地域の景観形成手法について

山梨大学 学生員 山口 勝 正会員 北村 真一 三友工業 長江 尚武

1. はじめに

我が国では、急激な都市化による都市基盤整備の立ち遅れが生じ、河川では洪水の頻発、水質の悪化等が問題となった。その結果、カミソリ護岸や三面張りや暗渠化によって人々が水辺空間に近づき難くなり、川と都市の繋がりは希薄なものになってしまった。近年、価値観の多様化により河川空間の再生が叫ばれ、各地で整備事業が行われるようになった。しかし、川と都市を一体的に取り込んだ整備手法はまだ確立されておらず、河川空間と沿川地域はうまく融合しているとは言い難い。

そこで本論文では、河川と都市の一体的な環境整備を行う手法として「河川環境整備区域」を提案し、その可能性について検討を行うものである。

2. 事業計画等の現状

既存の事業計画、条例等での河川と都市の一体的整備区域例を表一に示す。この他にも河川沿川区域を一体的に計画に取り込んだ「絵」は多いが、領域が明確でない（盛岡市等）。

表一に既存の法制度の規制例を示す。河川法に定められている河川区域と河川保全区域は、河川の治水対策の為に設定されたもので、景観は考慮していない。

美観地区、風致地区は市街地の美観や都市の風致を維持するために指定されるものである。

厳しい規制を行っている条例として仙台市の広瀬川の清流を守る条例がある。この他にも現実に住民運動や行政などで河岸の修景が行われている例もある（柳川市、倉吉市等）。

こうした制度は目的が景観や治水等別々であり、これらを複合した対策を再開発を行うには、複

な調整を要する。

3. 景観形成手法の提案

規制と事業、都市と河川、治水と環境の一体化を図る上での基盤となる次のような「河川環境整備区域」を提案する。

「河川環境整備区域」とは、（1）日常生活、災害時において河川の影響を強く受ける区域、（2）河川及び河川周辺地域において良好な景観を形成している区域、（3）生態系の保護・保全の必要な区域である。

区域の設定目的は、行政側と住民が協議する機会を作り、行政の建築指導・誘導・再開発事業等により空地を生んだり川に積極的に投資して良好な環境づくりをスムーズに行う事である。

区域の要素と規制・誘導手法について表一に示す。想定氾濫区域は洪水時に浸水すると予想される区域、可視領域は河川から見える隣接した区域、沿川緑地区域は河川と自然生態において関係の深い自然緑地等であり、保全の必要な区域とする。

表一 河川と都市の一体的整備区域例

	設定地域・条例名	対象河川	設定区域	内容及び特徴
事業計画	1) 熊本県玉名市	菊池川	河岸から1500mまで	区域は一日一回の行動に対応（日帰り行動圏）。農業景観を基盤としその中で広域施設、大型土地利用の誘導
		繁根木川	河岸から250mまで	区域は児童遊園の誘致圏に等しい（歩行圏）。河岸空間の線的整備、可視景観の面的整備を行う。
		裏川	河岸から100mまで	区域は一望のもとに全体が見える距離（可視圏）。沿川商店街を含めた整備、「水緑学習苑」。
条例	2) 千葉県市川市	国分川	流域	集水域1ブロックでブロック治水を行う
事例	3) 広瀬川の清流を守る条例	広瀬川	堤防法じりから約50m	環境保全区域（特別、一種、二種）を設定。それぞれの基準で開発行為、建築物等の規制を行う。
	4) 神戸市都市景観条例		明確な設定なし	河川沿いの樹状ゾーンを河川景観形成ゾーンとして設定、建築物等の規制を行う。
事業	5) 総合治水対策	引地川、境川、他	流域	・河川改修事業を積極的に推進する。・改修事業並びに河川流域における適切な保水、遊水機能の維持、確保の計画策定及び諸対策を講じる。・流域住民に治水上の問題について理解、協力を求める。

出典：1) 玉名市水緑都市モデル地区整備事業計画、玉名市、1981年
 2) 水防都市構想、高野公男他著、真間川流域研究会、1983年
 3) アメニティタウンハンドブック、環境庁アメニティ研究所著、中央法規出版、1986年
 4) 神戸市都市景観形成基本計画、神戸市、1982年
 5) 鶴見川流域総合治水対策、鶴見川流域総合治水対策協議会 [さらに「新総合治水対策」として流域対策、親水施設等の強化が検討中である。]

4. 提案手法の可能性の検討

都市河川である横浜市の鶴見川でのケーススタディとして、市街化区域と市街化調整区域の境界付近を取り上げて検討を行う。区域要素を示した図が図一1、2でまとめたものが図一3である。

区域指定の留意点として、支川も一体的に考慮する必要がある点、各要素に含まれない地域が区域内に存在する点等がある。

規制手法のうち、治水対策を含まない開発行為の禁止は、オープンスペースの多い地域では有効といえるが、開発済みの地域においては長期的対策が必要となり、永久構造物規制や再開発や面的整備区域開発事業等、河川と一体化した沿川の規制手法及び整備手法が必要と言える。

- この手法の特長として以下の事が考えられる。
- (1) 治水対策における河川への負担の軽減
 - (2) 都市と河川の一体的で良好な景観の形成
 - (3) 住民の河川に対する意識の高揚

5. 終わりに

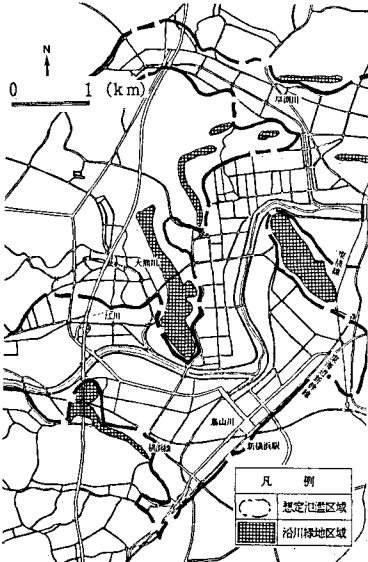
本論文では「河川環境整備区域」を提案した。今後は、行政と住民の相互の理解と努力を得る事、また、具体化のための詳しい検討が必要である。

表一2 既存の法制度の規制例

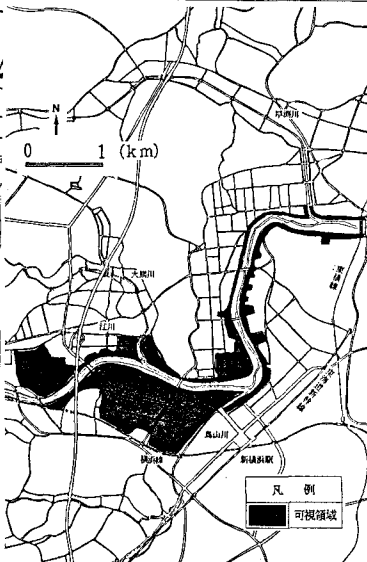
制 度	規 制 手 法	具体事例
河川区域	・河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為の禁止、制限又は許可 etc	河川全般
河川保全区域	・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為の許可 ・工作物の新築又は改築の許可 etc	河川全般
美観地区	・建築物、工作物の新增改築 ・建築物の高さ、色彩等の規制 etc	・京都鴨川沿川区域 ・倉敷市伝統美観保存条例（倉敷川畔）
風致地区	・建築物、工作物の新增改築 ・土地形質の変更、木竹の伐採、採取 ・建築物等の色彩の変更 etc	・京都嵐山桂川沿川区域
広瀬川の清流を守る条例（仙台市）	・土地地区画形質の変更、建築物の高さ、建ぺい率、色彩等の規制 ・緑地面積の指定 etc	・仙台市広瀬川沿川区域
景観地区選定の答申（小樽市）	・建築物の高さ、屋根、外壁の規制	・小樽運河と沿川の一部

表一3 区域の要素と規制・誘導・事業

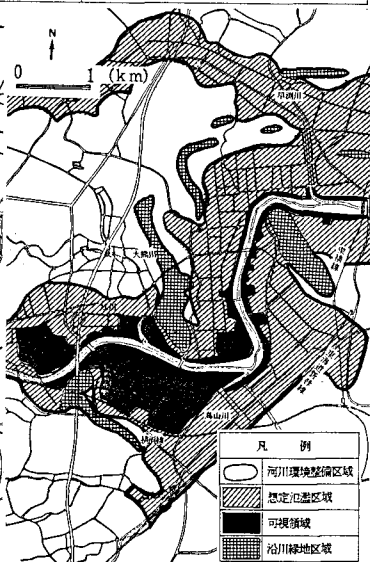
区域	要 素	目 的	規 制・誘 導・事 業
河川環境整備区域	想定氾濫区域	・洪水被害を軽減する	・治水対策のない開発行為の禁止、制限 ・沿川緑地等の土地形質変更の規制 ・容積率の規制 ・治水対策助成金
	可視領域	・川側を「表」とするため沿川景観の保全と改善を行う	・建築物の形状、色彩、緑化率等の規制 ・屋外広告物等の規制 ・セットバックによるオープンスペースの確保 ・景観対策助成金
	沿川緑地区域	・自然緑地を保存し景観のコントロールを行う	・木竹の伐採、採取の制限 ・開発行為の規制 ・自然環境保全としての緑地保存に対する税優遇、助成
	開発事業	・一体的整備	・沿川面整備事業 ・沿川再開発事業 ・スーパー堤防事業 ・環境に配慮した堤防基準



図一1 想定氾濫区域及び沿川緑地区域図



図一2 可視領域図



図一3 河川環境整備区域図